

国家戦略特区等提案検討要請回答《医療》（令和5年9月公表）

提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
薬局DX推進コンソーシアム 大阪市 大阪府	薬剤師の地域における対人業務の強化 (対物業務の効率化)	薬局の調剤業務の一部（一包化及びそのための薬剤の取り揃え）を他の薬局に委託する。なお、厚生労働省研究班のガイドライン（暫定版）に準拠して実施する。	薬局開設者に、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させるよう義務付けている。	医薬品医療機器等法施行規則 第11条の11	処方箋を応需した薬局が、医薬品の調剤業務における調製業務の一部を、安全性を担保できる仕組みを明確化した上で、他の薬局で行わせることを可能にする。	厚生労働省	ご提案について、国家戦略特区での実証の方向性で適切に検討を進めてまいりたい。